

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1 改正の概要

- ・ 国民健康保険被保険者のうち未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減する。
- ・ 施行日は、令和4年4月1日とする。
- ・ 令和3年12月議会に上程予定。

2 改正の事由

- ・ 『全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律』
未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置の導入(令和4年4月1日施行)
国民健康保険の保険税について、未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、
その減額相当額を公費で支援する制度が創設されたため。

3 改正の内容

- ・ 国保被保険者の未就学児を対象とする。
- ・ 未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減する。
- ・ 世帯所得に応じた軽減措置を受ける世帯の未就学児については、世帯所得に応じた7割・5割・2割の軽減をした後の額から5割を軽減する。

⇒ 7割軽減世帯の未就学児：7割軽減後の残り3割の半分を減額のため8.5割軽減
5割軽減世帯の未就学児：5割軽減後の残り5割の半分を減額のため7.5割軽減
2割軽減世帯の未就学児：2割軽減後の残り8割の半分を減額のため6割軽減

【国保税均等割額】 現行税率における未就学児1人あたりの額（年額）

世帯所得による軽減	均等割額	未就学児の5割軽減後	
所得による軽減なし	28,000円	14,000円	5割軽減
7割軽減の世帯	8,400円	4,200円	8.5割軽減
5割軽減の世帯	14,000円	7,000円	7.5割軽減
2割軽減の世帯	22,400円	11,200円	6割軽減

※ 医療分：20,000円 支援分：8,000円（介護分：12,000円は年齢要件により発生しない）

- ・ 公費の負担割合については、国が2分の1、県と市が4分の1ずつを負担する。

4 改正による影響（見込） ※現行税率での試算

(1) 未就学児 1 人あたりの軽減額

所得による軽減のない世帯	14,000 円	均等割(医療分 20,000 円・支援金分 8,000 円)の半分
7 割軽減世帯	4,200 円	均等割 7 割軽減後、残り 3 割の半分
5 割軽減世帯	7,000 円	均等割 5 割軽減後、残り 5 割の半分
2 割軽減世帯	11,200 円	均等割 2 割軽減後、残り 8 割の半分

(2) 対象となる人数、世帯数 ※令和 3 年 9 月 1 日時点の加入状況等

区 分	人 数	世 帯 数
国保被保険者の未就学児	620 人	473 世帯
国保全体の被保数・世帯数からみた割合	1.86%	2.19%
入間市国保の被保険者数・世帯数	33,356 人	21,552 世帯

(3) 影響額 ※令和 3 年 9 月 1 日時点の加入状況、現行の税率での試算

未就学児均等割 人数・軽減額		所得軽減なし		7 割軽減世帯		5 割軽減世帯		2 割軽減世帯	
人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額
620	6,490,400	305	4,270,000	134	562,800	88	616,000	93	1,041,600

(4) 公費負担の割合、負担見込額

	負担割合	負担見込額
国	50%	3,245,200 円
県	25%	1,622,600 円
市	25%	1,622,600 円
計	100%	6,490,400 円